

# 「2020年度 神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会 総会」について

## 議事事項 及び 議決結果

神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会  
会 長 塩澤 哲夫

会員各位

今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う状況下での開催方法において、会員の皆様方に変なご心配とご不安をお掛けしましたこととお詫び申し上げます。

2020年度総会の議案として、「会則の一部変更(案)」と「役員改選」があり、会員の皆様から直接ご意見を伺いたい思いから、会場での開催を決定し、918名に総会開催ご案内を発送しました。その後、「ひらつか市民活動センター」から6月末まで閉館の連絡、政府から緊急事態宣言の延長が表明され、役員で検討し感染リスクを避けるべく会場での総会開催は困難と判断しました。

よって、総会出席表明者34名に、「書面開催として議事の資料と表決書を送付」しました。

総会の定足数は、会則第16条「総会は、会員の5分の1の出席をもって成立する。」及び、第26条第2項「委任状の提出者は出席者と見なす。」により、総会出席表明者34名と委任状420通を合わせて454名で、総会は成立です。

総会の書面開催における表決の結果は、下記のとおりです。

### 2020年度 神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会 書面開催総会の結果について

神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会  
会 長 塩澤 哲夫

本年度の総会は、「会員への総会ご案内状」での出欠確認において、総会出席表明者による書面開催での議決とし、議事資料及び表決書を5月24日に郵送して、表決書の投函締切りを6月6日としました。

その結果について、下記のとおり報告します。

#### 2020年度 神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会総会

議 事:

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| 1. 2019年度 事業報告・決算報告及び会計監査   | 承認 |
| 2. 会則の一部変更(案) … 総務・広報委員会の分割 | 承認 |
| 3. 役員改選(案)                  | 承認 |
| 4. 2020年度 事業計画(案)・予算(案)     | 承認 |

結 果

全ての議案について、承認を得て可決。

議事資料は、ホームページに掲載して開示します。

なお、「きずな 第53号」は、業者の運営及び打合せ等困難な状況により、紙面での印刷発行は断念しホームページでの掲載とします。ご了承お願いいたします。

変更した会則等につきましてもホームページに掲載しましたのでご確認ください。

2020年5月24日

2020年度 神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会総会 について

神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会  
会 長 塩澤 哲夫

当協議会会員の皆様には日頃から障がい者のスポーツにつきましては、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

4月7日に緊急事態宣言が発出され、5月6日まで外出自粛となりました。

総会会場である「ひらつか市民活動センター」もその期間は休館となりましたが、それ以降6月6日(土)は開館しているとのことで、当初の計画通りの総会開催として会員の皆様に通知しました。

今回は、役員改選や会則の一部変更もあり、会場で会員の皆様からのご意見を直接伺いたいとの思いから、葛藤もありましたが開催を決定しました。

総会出席を表明された皆様には心配と不安の中、ご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

その後、「ひらつか市民活動センター」から、平塚市の要請により6月30日まで休館との連絡を受けました。さらに、緊急事態宣言の延長も伴い、役員で検討した結果、この様な社会情勢の中、感染リスクを避けるべく、会場開催での総会は困難と判断しました。

よって、2020年度総会は、書面表決での開催とさせていただきますことをご了承願います。

つきましては、総会出席の意思を表明された34名の方には、議事資料と書面表決書「はがき」を同封しました。

≪2020年度神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会総会開催ご案内の「往復はがき」は、918名に発送しました。総会欠席者で、委任を表明されている方は420名です。総会の定足数は、会則第16条「総会は、会員の5分の1の出席をもって成立する。」及び、第26条第2項「委任状の提出者は出席者と見なす。」と言う事で、総会は成立となります。

なお、表決の結果につきましては、当協議会ホームページでの提示とさせていただき、総会資料も掲載して全会員に開示するようにいたします。≫

書 面 開 催 表 決 書

下記の議事に関する資料を同封しました。書面により当該議事への意思表示をお願いいたします。

つきましては、同封の下記同様の議事を記載した書面表決書「はがき」に、承認か否認かのいずれかに○を付けて6月6日(土)までに投函下さいます様お願いいたします。

2020年度 神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会総会

議 事

- |                             |         |
|-----------------------------|---------|
| 1. 2019年度 事業報告・決算報告及び監査報告   | 承認 ・ 否認 |
| 2. 会則の一部変更(案) … 総務・広報委員会の分割 | 承認 ・ 否認 |
| 3. 役員改選                     | 承認 ・ 否認 |
| 4. 2020年度 事業計画(案)・予算(案)     | 承認 ・ 否認 |

以上

その他、資料として「総会案内状『返信はがき』記入のご意見」と「神奈川県障がい者スポーツ協会事業計画」、及び「当協議会のボールペン」を同封しましたのでご使用ください。

※「個人情報保護シール」を同封しました。台紙を剥がして「はがき」の全面にお貼りください。

# 2019年(令和1年)度 事業報告

神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会

1. 定期総会:2019年5月25日(土)かながわ県民センター 1501 会議室

## 2. 自主事業

(1) 会報「きずな」の発行……総務・広報委員会

- 第51号(総会号)2019年7月4日発行
- 第52号(新年号)2020年1月15日発行

(2) 会員に対する研修会の開催……競技・研修委員会

- 「救急法講習会」…2019年7月7日(日):養護老人ホーム 名瀬の森 1階地域交流室  
講師:日本赤十字社神奈川県支部より2名
- 「サウンドテーブルテニス(STT)研修会」～視覚障がい者の誘導法、STT 体験と審判法について～…  
2020年2月16日(日):横浜市立盲特別支援学校体育館  
講師:当協議会 塩澤哲夫、杉山五月
- 「フライングディスク研修会」…2020年3月21日(土)藤沢市太陽の家体育館 ⇒ <新型コロナウイルスの感染拡大防止で中止>

## 3. 協力事業

(1) 第13回神奈川県障害者スポーツ大会への運営協力(合計:320名)

日付	種目	参加人数	日付	種目	参加人数
4月14日(日)	ボーリング競技会	5名	5月12日(日)	陸上競技会(知的障害者)	74名
4月14日(日)	アーチェリー競技会	21名	7月21日(日)	水泳競技会	54名
4月21日(日)	フライングディスク競技会	14名	1月24日(金)	卓球競技会(精神)	22名
4月28日(日)	陸上競技会(身体障害者)	81名	1月26日(日)	卓球・STT 競技会	49名

(2) 第19回全国障害者スポーツ大会(いきいき茨城ゆめ大会 2019)へのコーチ派遣

- 10月10日(木)～15日(火):笠松運動公園陸上競技場他 ⇒ <台風19号により大会中止>  
神奈川県選手団コーチ27名(個人選手44名)、相模原市選手団コーチ6名(個人選手24名)

(3) 第36回神奈川県ゆうあいピック大会への運営協力(合計:41名)

日付	種目	参加人数	日付	種目	参加人数
5月18日(土)	サッカー競技会	8名	7月21日(日)	サッカー競技会	5名
6月1日(土)	バスケットボール競技会	7名	8月25日(日)	バレーボール競技会	4名
6月2日(日)	バスケットボール競技会	7名	9月28日(土)	ソフトボール競技会	5名
6月23日(日)	サッカー競技会	5名			

(4) 令和元年度神奈川県精神障害者スポーツ大会等への運営協力(合計:35名)

日付	種目	参加人数	日付	種目	参加人数
7月26日(金)	ピアスポーツかながわ	5名	11月15日(金)	バレーボール競技会	4名
9月5日(木)	ピアスポーツかながわ	12名	2月7日(金)	ピアスポーツかながわ	14名

※ピアスポーツかながわ(精神障がい者スポーツ普及啓発事業) ⇒ バスケットボール、フットサル、ソフトバレーボール、卓球、バドミントン、軽スポーツ等

- (5)「神奈川県障害者スポーツサポーター養成講習会」講師派遣 主催:県身連
- 「視覚障害者への誘導法体験」全4回 [8/17、9/7、11/30、12/21] …塩澤哲夫
- (6)「障がい者スポーツとリハビリテーションについて」講師派遣 主催:国際医療福祉大学 小田原医療保健学部 [11月27日] …三神敬弘
- (7)「2019年度関東ブロック障がい者スポーツ指導者研修会」指導者・選手から見る東京2020パラリンピック見どころガイド[2020年2月1日(土)]会場:川崎市役所 第4庁舎 …隈元英孝
- (8)「2019年度神奈川県初級障がい者スポーツ指導者養成講習会」講師派遣 主催:県身連
- 「障がい者スポーツ指導者制度の概略及び役割について」[2020年2月15日(土)]…塩澤哲夫
  - 「障がい者スポーツの捉え方及び意義・効果について」[2020年2月29日(土)]…渡辺文雄 ⇒  
＜新型コロナウイルスの感染拡大防止で中止＞
- (9)「2019年度障がい者スポーツ協会・競技団体・指導者協議会 合同会議」[2020年3月3日(火)]  
会場:ベルサール東京日本橋 …会長(塩澤哲夫) ⇒ <新型コロナウイルスの感染拡大防止で中止>
- (10) 関連機関・団体への役員等の派遣
- 関東ブロック連絡協議会へ幹事派遣…会長(塩澤哲夫)、副会長(横川光雄)
  - 関東ブロック指導者協議会研修委員会へ役員派遣…競技・研修委員長(隈元英孝)
  - 神奈川県障害者スポーツ振興協議会へ役員派遣…会長(塩澤哲夫)
  - 神奈川県障害者施策審議会へ委員派遣…赤坂美保子
  - 神奈川県パラリンピアン育成事業助成対象者選考委員会へ委員派遣…会長(塩澤哲夫)
  - 神奈川県障がい者スポーツ協会設立発起人会へ出席…会長(塩澤哲夫)
  - ふじさわパラスポーツフェスタ 2019 実行委員並びに藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会委員派遣…隈元英孝

#### 4. 地域活動事業

##### (1) 秦野支部の主な活動

- スポーツ教室の開催…計12回 [1回/月]
- 「秦野市第18回障がい者フライングディスク大会」の開催[6月9日(日)]
- 「秦野市障がい者スポーツフェスティバル」の開催運営(秦野市から委託)[10月19日(土)]

##### (2) 横須賀支部の主な活動

- 「フライングディスク記録会 in yokosuka」[11月30日(土)]
- 「日産カップ」日産テストコースで車いすレースに参加[12月1日(土)]

# 2019年(令和元年)度 決算書

(収入の部)

(単位:円)


項目	当初予算額	決算額	増減額	備 考
前年度繰越金	429,794	429,794	0	
一般会費収入	40,000	31,000	9,000	県リーダー等会費(@1,000×30名+前年度分1名分)
補助金(一般会員)収入	858,000	948,200	△ 90,200	日本障がい者スポーツ協会より(862名分)
賛助会費収入等	10,000	0	10,000	賛助会費等
雑収入	1,000	1	999	預金利息等
<b>事業収入</b>	<b>1,338,794</b>	<b>1,408,995</b>	<b>△ 70,201</b>	

(支出の部)

項目	本年度予算額	決算額	増減額	備 考
<b>総務・広報関係費</b>	<b>1,083,000</b>	<b>743,401</b>	<b>339,599</b>	
総会費	150,000	130,397	19,603	総会開催費用
地域活動費	70,000	70,000	0	秦野支部活動費・横須賀支部活動費
加盟負担金等	88,000	10,000	78,000	神奈川県体育協会
会議費	110,000	44,500	65,500	役員会、役員活動費、総務・広報委員会関係経費
インターネット管理費	40,000	29,682	10,318	ホームページ管理・サーバ代
旅費通信費	200,000	119,588	80,412	会議等交通費、通信連絡費等
事務消耗品費	65,000	22,135	42,865	消耗品購入費、封筒作成費
印刷費	150,000	151,800	△ 1,800	きずな印刷費
発送費	150,000	158,522	△ 8,522	きずな郵送費等
役員改選費	50,000	5,180	44,820	役員改選委員会開催諸経費
諸雑費	10,000	1,597	8,403	振込手数料
<b>競技・研修関係費</b>	<b>140,000</b>	<b>111,240</b>	<b>28,760</b>	
講師謝礼等	30,000	16,000	14,000	講師謝礼、資料作成費等
講習会等諸経費	50,000	67,360	△ 17,360	講習会等開催諸経費
会議費	20,000	8,000	12,000	委員会開催経費等
旅費通信費	30,000	15,880	14,120	委員会交通費、連絡通信費等
研修物品購入費	5,000	4,000	1,000	競技用備品等購入費
事務消耗品費	5,000	0	5,000	消耗品購入費
予備費	115,794	0	115,794	繰越金を含む
<b>支出の部合計</b>	<b>1,338,794</b>	<b>854,641</b>	<b>484,153</b>	
次期繰越金	-	554,354	-	
<b>計</b>	<b>-</b>	<b>1,408,995</b>	<b>-</b>	



2019年度決算は、上記のとおり相違ありません。

2020年 5月 17日

会 計 西 森 光 幸 

2019年度会計監査の結果、適正に執行されていたことを確認しました。

2020年 5月 19日

会計監査 飯 澤 莊 平   
 会計監査 佐々木 幸枝 

第 2 号議案 会則の一部変更(案)について <その1>

1. 会則変更の内容

現行会則と変更会則案の対照表

現行会則	変更会則案
<p>(構成)</p> <p>第 9 条 本会の運営のため、次に掲げる役員を置く。</p> <p>(1) 会 長 1 名</p> <p>(2) 副 会 長 2 名</p> <p>(3) 理 事 <u>10 名以内</u></p> <p>(4) 会 計 <u>2 名</u></p> <p>(5) 会計監査 2 名</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第 10 条 役員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(4) <u>会計は、本会の会計を処理する</u></p> <p>(委員会及び職務)</p> <p>第 23 条 本会に次の委員会を置き、各委員会はそれぞれの委員会の業務を担当する。なお、特別委員会を除き、理事が互選により各委員会の委員長及び副委員長となり、関連する業務については、各委員会が連携して処理するものとする。</p> <p><u>また、会計は、総務・広報委員会に属するものとする。</u></p> <p>(1) <u>総務・広報委員会は、本会の事務局の役割を担うとともに広報誌の発行等広報事業を担う。</u></p> <p>(2) <u>競技・研修委員会は、主に第 4 条 第 1 項から第 4 号に関する事業を担う。</u></p>	<p>(構成)</p> <p>第 9 条 本会の運営のため、次に掲げる役員を置く。</p> <p>(1) 会 長 1 名</p> <p>(2) 副 会 長 2 名</p> <p>(3) 理 事 <u>12 名以内</u></p> <p>(4) 会 計 <u>理事が兼務する</u></p> <p>(5) 会計監査 2 名</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第 10 条 役員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(4) <u>会計は、各委員会の理事が兼務する</u></p> <p>(委員会及び職務)</p> <p>第 23 条 本会に次の委員会を置き、各委員会はそれぞれの委員会の業務を担当する。なお、特別委員会を除き、理事が互選により各委員会の委員長及び副委員長となり、関連する業務については、各委員会が連携して処理するものとする。</p> <p><u>また、総務委員会、広報委員会、競技・研修委員会における会計は理事が兼務するものとする。</u></p> <p>(1) <u>総務委員会は、本会の事務局の役割として</u> <u>会員情報管理、総会・役員会資料の準備及び運営、年間スケジュール、協議会の会計業務などを担う。</u></p> <p>(2) <u>広報委員会は、広報事業として会報誌作成、ホームページ管理、広報用のポスターやノベルティ等の製作、啓蒙活動などを担う。</u></p> <p>(3) <u>競技・研修委員会は、主に第 4 条 第 1 項第 1 号に関する事業として会員向けの競技研修会及び障がい者スポーツに関連する研修会の開催などを担う。</u></p> <p>(4) <u>各委員会においては、業務を補佐する補助委員を置くことができる。</u></p>

2. 会則変更の理由及び効力発生日

(1) 会則変更の理由

理事は、総務・広報委員会か競技・研修委員会を担当して業務に携わってきた。その中で、総務・広報委員会については、総務と広報の業務内容が異なり、分けた方がより実情に即した業務が効率的に遂行できることを認識。よって、今後は総務・広報委員会を総務委員会と広報委員会に分割し、運営上の円滑さを図るため各委員会の業務内容を記載

補助委員は、委員会細則で明言し、会則にも記載

(2) 会則変更の日程

会則の一部変更についての総会開催日：令和 2 年 6 月 6 日

会則変更の効力発生日：令和 2 年 6 月 6 日

## 第 2 号議案 会則の一部変更(案)について <その2>

### 1. 委員会細則変更の内容及び会計細則変更の内容

#### (1) 現行委員会細則と変更委員会細則案の対照表

現行委員会細則	変更委員会細則案
<p>(委員の資格)</p> <p>第 2 条 各委員会の委員は、会則第 5 条第 2 項に規定する一般会員(以下「一般会員」という。)とする。</p> <p>(定数)</p> <p>第 3 条 常置委員会の定数は、原則として、委員長、副委員長を含め次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務・広報委員会の定数は、会則第 9 条に規定する会計を含め 8 名程度とする。</u></p> <p>(2) <u>競技・研修委員会の定数は、7 名程度とする。</u></p> <p>(選出方法)</p> <p>第 4 条 <u>各委員会の委員は、一般会員の希望者及び一般会員から推薦のあった者の中から、役員会において選出する。なお、選出に当たっては、性別、年代別等について配慮するものとする。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第 6 条 <u>会則第 27 条に規定する議事録については、委員会終了後速やかに総務・広報委員長に提出するものとする。</u></p> <p>(報告)</p> <p>第 7 条 各委員会における事業及び予算に関連する主な決定事項については、役員会において当該委員長(委員長が欠席する場合は、委員長が指定した当該委員会委員)が報告しなければならない。なお、役員会までに期間がある場合は、<u>総務・広報委員会において必要と判断した場合は、総務・広報委員会の場に会長及び副会長の出席を求め、競技・研修委員長(委員長が欠席する場合は、委員長の指定した当該委員会委員)からの報告を求めることができる。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第8条 会則第 9 条に規定する副会長は、1 名が<u>総務・広報委員会を、他の 1 名が競技・研修委員会の担当となり、必要に応じて担当する委員会に出席して意見を述べるなど委員会の運営が円滑に行われるよう心掛けるものとする。</u></p>	<p>(委員の資格)</p> <p>第 2 条 各委員会の委員(役員及び補助役員を含む)は、会則第 5 条第 2 項に規定する一般会員(以下「一般会員」という。)とする。</p> <p>(定数)</p> <p>第 3 条 常置委員会の定数は、原則として、委員長、副委員長を含め、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務委員会、広報委員会、競技・研修委員会においては、会則第 9 条に規定する会計を含めそれぞれ 4 名とする。</u></p> <p>(2) <u>業務に応じて補助委員を若干名置くことができる。</u></p> <p>(選出方法)</p> <p>第 4 条 <u>役員及び補助委員の選出方法は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>役員は、会則 9 条第 2 項により選出する。</u></p> <p>(2) <u>補助委員は、一般会員の希望者及び役員から推薦のあった一般会員で、会長及び副会長の承認を得るものとする。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第 6 条 <u>各委員会は、会則第 27 条に規定する議事録を、委員会終了後速やかに総務委員長に提出するものとする。</u></p> <p>(報告)</p> <p>第 7 条 各委員会における事業及び予算に関連する主な決定事項については、役員会において当該委員長(委員長が欠席する場合は、委員長が指名した当該委員会委員)が報告しなければならない。なお、役員会までに期間がある場合は、<u>総務委員会において必要と判断した場合は、総務委員会の場に会長、副会長及び当該委員長の出席を求め、当該委員長(委員長が欠席する場合は、委員長の指名した当該委員会委員)からの報告を求めることができる。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第8条 会則第 9 条に規定する副会長は、1名が<u>総務委員会及び広報委員会を、他の1名が競技・研修委員会の担当となり、必要に応じて担当する委員会に出席して意見を述べるなど委員会の運営が円滑に行われるよう心掛けるものとする。</u></p>

(2) 現行会計細則と変更会計細則案の対照表

現行会計細則	変更会計細則案
<p>(旅費の支出)</p> <p>第 2 条 会則第 9 条に規定する役員及び会則第 23 条に規定する委員会委員(以下「役員及び委員会委員」という。)が、会則第 4 条に規定する事業を処理するため及び関係する諸会議に出席するための旅費について、次のとおり処理する。</p> <p>(3) 関係機関・団体等の主催する会議等に参加し、当該機関・団体等から謝金等が支給された場合においては、これをもって旅費に充当するものとする。</p> <p>ただし、謝金等の金額が 1 万円を超える場合については、<u>会長の出席を求め総務・広報委員会の場においてその扱いを決定する。</u></p> <p>(委員会経費)</p> <p>第 5 条 会則第 23 条に規定する各委員会(特別委員会を除く)における経費のうち、会議費、旅費通信費、事務消耗品費等については、当該年度の予算の範囲の額でかつ役員会で決定した金額について、前渡金として会計から各委員会に交付する。</p> <p>2 各委員会(特別委員会を除く)においては、会計担当者を置き各委員会の会計を処理する。</p> <p>3 支出にあたっては支出簿に記載のうえ領収書を別紙に添付し、当該年度末に残金とともに<u>会則第 9 条に規定する会計(以下「会計」という。)</u>に提出しなければならない。なお、旅費については、第 2 条の規定による金額を旅費支出簿に原則として各委員が記入するものとし、自動販売機による購入等領収書の発行されないものについては、各委員長の出支証明書により支出し、それ以外の支出については、適正な領収書の添付のない場合の支出については、これを認めない。</p> <p>4 第 1 項に規定する経費以外の支出については、各委員長からの依頼により、原則として<u>会計が直接処置(支出)</u>するものとする。</p>	<p>(旅費の支出)</p> <p>第 2 条 会則第 9 条に規定する役員及び会則第 23 条に規定する委員会委員(役員及び補助委員)が、会則第 4 条に規定する事業を処理するため及び関係する諸会議に出席するための旅費について、次のとおり処理する。</p> <p>(3) 関係機関・団体等の主催する会議等に参加し、当該機関・団体等から謝金等が支給された場合においては、これをもって旅費に充当するものとする。</p> <p>ただし、謝金等の金額が 1 万円を超える場合については、<u>役員会の場においてその扱いを決定する。</u></p> <p>(委員会経費)</p> <p>第 5 条 会則第 23 条に規定する各委員会(特別委員会を除く)における経費のうち、会議費、旅費通信費、事務消耗品費等については、当該年度の予算の範囲の額でかつ役員会で決定した金額について、前渡金として<u>総務委員会の会計担当</u>から各委員会に交付する。</p> <p>2 各委員会(特別委員会を除く)においては、会計担当者を置き各委員会の会計を処理する。</p> <p>3 支出にあたっては支出簿に記載のうえ領収書を別紙に添付し、当該年度末に残金とともに<u>総務委員会の会計担当</u>に提出しなければならない。なお、旅費については、第 2 条の規定による金額を旅費支出簿に原則として各委員会の<u>会計担当</u>が記入するものとし、自動販売機による購入等領収書の発行されないものについては、各委員長の出支証明書により支出し、それ以外の支出については、適正な領収書の添付のない場合の支出については、これを認めない。</p> <p>4 第 1 項に規定する経費以外の支出については、各委員長からの依頼により、原則として<u>総務委員会の会計担当</u>が直接処置(支出)するものとする。</p>

2. 委員会細則変更及び会計細則変更の理由及び効力発生日

(1) 委員会細則変更及び会計細則変更の理由

会則の一部変更に伴い関連する細則を変更  
委員会を補佐する補助委員を明言し記載

(2) 委員会細則変更及び会計細則変更の日程

会則の一部変更についての総会開催日：令和 2 年 6 月 6 日

委員会細則変更及び会計細則変更の効力発生日：令和 2 年 6 月 6 日



## 2020年～2021年度 役員(案)

神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会

役職名	氏名	フリガナ	住所
会長	塩澤 哲夫	シオザワ テツオ	相模原市南区
副会長	横川 光雄	ヨコカワ ミツオ	秦野市
副会長	馬場 淳	ババ アツシ	横浜市旭区
理事	杉山 五月	スギヤマ サツキ	海老名市
理事	赤坂 美保子	アカサカ ミホコ	秦野市
理事	隈元 英孝	クマモト ヒデタカ	藤沢市
理事	西森 光幸	ニシモリ ミツユキ	厚木市
理事	三神 敬弘	ミカミ タカヒロ	伊勢原市
理事	上田 義則	ウエダ ヨシノリ	茅ヶ崎市
理事	三浦 鉄馬	ミウラ ケンタ	横浜市保土ヶ谷区
理事	福田 泰志	フクダ ヤスシ	平塚市
理事	横山 弘美	ヨコヤマ ヒロミ	平塚市
理事	加藤 明成	カトウ アキシゲ	横須賀市
理事	石川 秀俊	イシカワ ヒデトシ	東京都新宿区
理事	千葉 義信	チバ ヨシノブ	大和市
会計監査	飯沢 荘平	イイザワ ソウハイ	茅ヶ崎市
会計監査	佐々木 幸枝	ササキ ユキエ	茅ヶ崎市

役員推薦委員会

杉山 五月、隈元 英孝、柳田 久子、森 茂樹

# 2020年(令和2年)度事業計画(案)

神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会

## 1. 活動方針

- 会員(公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会 公認障がい者スポーツ指導者、および旧神奈川県障がい者スポーツリーダー)の指導力の向上
- 県内、各地域における会員の連帯による活動と会員相互の親睦の活性化
- 会組織の充実と組織全体の活性化
- 県内の障がい者スポーツ事業に対する協力

## 2. 自主事業

- 2020年度総会の開催
- 会報誌「きずな」の発行(53号・54号)
- 会員に対する研修会等の開催
- 役員会及び各委員会の開催
- 各地域における会員の結束及び活動の強化

## 3. 協力事業

- 神奈川県及び県内各地において実施される障がい者スポーツ事業への協力  
(スポーツ大会の運営協力・講習会等への講師派遣等)
- 全国障害者スポーツ大会へのコーチ派遣
- 関係機関・団体への役員派遣及び会議等への出席
- 障がい者スポーツ団体への支援・協力

## 4. その他の事業

- 本会の目的を達成するために必要な事業

## 5. 地域活動事業(支部設置)

- 秦野支部:障がい者スポーツ教室の開催  
    フライングディスク大会の開催  
    秦野チャレンジデー2020 事業への協力  
    (公財)秦野市スポーツ協会主催パラスポーツフェスティバルの受託
- 横須賀支部:障がい者スポーツの広報啓発活動  
    フライングディスク記録会 in yokosuka の開催  
    日産カップ出場プロジェクト(通年)  
    研修会の開催

※ 本年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、変更や中止も予想されます。  
予めご了承お願いいたします。

## 2020年(令和2年)度 予算書(案)

(収入の部)

(単位:円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
前年度繰越金	554,354	429,794	124,560	
一般会費収入	40,000	40,000	0	県リーダー等会費
補助金(一般会員)収入	948,200	858,000	90,200	日本障がい者スポーツ協会より
賛助会費収入等	10,000	10,000	0	賛助会費等
雑収入	1,000	1,000	0	預金利息等
事業収入	1,553,554	1,338,794	214,760	

(支出の部)

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
総務関係費	515,000	743,000	△ 228,000	
総会費	150,000	150,000	0	総会開催費用
地域活動費	70,000	70,000	0	秦野支部活動費・横須賀支部活動費
加盟負担金等	20,000	88,000	△ 68,000	神奈川県体育協会、神奈川県障がい者スポーツ協会
会議費	60,000	110,000	△ 50,000	役員会・役員活動費・総務委員会関係経費
旅費通信費	160,000	200,000	△ 40,000	会議等交通費、通信連絡費等
事務消耗品費	45,000	65,000	△ 20,000	消耗品購入費、封筒作成費
役員改選費	0	50,000	△ 50,000	役員改選委員会開催諸経費
諸雑費	10,000	10,000	0	振込手数料
広報関係費	470,000	340,000	130,000	
インターネット管理費	40,000	40,000	0	ホームページ管理・サーバ代
印刷費	160,000	150,000	10,000	きずな印刷費
発送費	160,000	150,000	10,000	きずな発送費等
会議費	30,000	0	30,000	委員会開催諸経費
旅費通信費	50,000	0	50,000	委員会交通費・連絡通信費等
事務消耗品費	30,000	0	30,000	消耗品購入費
競技・研修関係費	140,000	140,000	0	
講師謝礼等	30,000	30,000	0	講師謝礼、資料作成費等
講習会等諸経費	50,000	50,000	0	講習会等開催諸経費
会議費	20,000	20,000	0	委員会開催経費等
旅費通信費	30,000	30,000	0	委員会交通費、連絡通信費等
研修物品購入費	5,000	5,000	0	競技用備品等購入費
事務消耗品費	5,000	5,000	0	消耗品購入費
予備費	428,554	115,794	312,760	繰越金を含む
支出の部合計	1,553,554	1,338,794	214,760	

令和2年4月1日に

『一般社団法人 神奈川県障がい者スポーツ協会』が  
設立されました。

## 令和2年度一般社団法人神奈川県障がい者スポーツ協会事業計画（案）

### 1 基本方針

スポーツを通じて「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現を目指します。  
そのため、政令市域を含む県全域を対象とした競技団体及び各市町村域における障がい者団体等との緊密な連携の下、障がい者スポーツの普及啓発する事業を展開します。

### 2 事業計画

#### (1) スポーツ教室の開催

##### ア スポーツ教室（新規事業）

障がい者スポーツの機会拡大のために、令和2年4月にオープンする県立スポーツセンターを活用し、継続して障がい者スポーツ教室を開催します。

##### イ 市町村障がい者スポーツ教室への講師派遣（新規事業）

市町村が開催する障がい者スポーツ教室に講師を派遣します。

#### (2) 障がい者スポーツを支える人材の確保

障がい者スポーツ全体の底上げを図るため、県及び(公財)神奈川県身体障害者連合会と連携し、障がい者スポーツを支える人材の養成及びスキルアップを目指します。

##### ア 障害者スポーツサポーター養成事業（令和元年度県身連委託事業）

障がい者スポーツ関係事業において、ボランティアスタッフとして活動する人材を養成するための研修会を開催します。

##### イ スキルアップ研修（新規事業）

障がい者スポーツを支える人材のための、スキルアップ研修会を開催します。

##### ウ 人材マッチング（令和元年度県身連委託事業）

これまで、神奈川県が養成した障がい者スポーツを支える人材を有効に活用するため、障がい者スポーツの競技会やイベント等で活動希望者と主催者とのマッチング事業を行います。

#### (3) 障がい者スポーツの大会の運営

障がい者にスポーツ参加の機会を提供し、障がい者の社会参加及び自立を促進するため、障がい者を対象としたスポーツ大会を開催します。

ア 神奈川県精神障害者スポーツ大会（令和元年度県身連委託事業）

精神障害者の増加による社会活動のニーズの増大を踏まえ、県内全域の精神障害者を対象として次の競技のスポーツ大会を県その他関係団体と協働して開催します。

- ・バレーボール競技
- ・ボウリング競技

イ ゆうあいピック大会（令和元年度県スポ振補助事業）

昭和56年からおこなっている伝統的な知的障がい者を対象とした団体競技の全県的な大会である「ゆうあいびっく大会」を神奈川県障害者スポーツ振興協議会から継承し、県その他関係団体と協働して次の競技について開催します。

- ・サッカー競技
- ・バスケットボール競技
- ・バレーボール競技
- ・ソフトボール競技

(4) 障がい者スポーツの普及啓発

ア 普及啓発ホームページの運営（令和元年度県スポ振自主事業）

県障がい者スポーツ協会の活動内容を広報するとともに、県障がい者スポーツ協会の活動に関する情報を広く公開をするためのホームページを運営します。

イ 広報誌の発行（新規事業）

広報誌の発行を通じ、県障がい者スポーツ協会の活動や障がい者スポーツの施策を広報し、啓発します。

この事業計画(案)は、令和2年2月開催の「第2回神奈川県障がい者スポーツ協会設立発起人会」で配付された資料です。

これに基づき、「神奈川県障がい者スポーツ協会」は、より具体的な令和2年度の計画を作成していますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として種目や日程等の変更を余儀なくされております。

よって、事業計画の詳細につきましては、「神奈川県障がい者スポーツ協会」のホームページでのご確認をお願いいたします。

一般社団法人 神奈川県障がい者スポーツ協会

会長 鈴木秀雄

〒251-0874

藤沢市善行7-1-2 県立スポーツセンター グリーンハウス内

電話:0466-96-0183

<http://kanagawa-parasports.or.jp/wp>